

長野県庁舎清掃業務委託に係る
総合評価落札方式一般競争入札落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県庁舎清掃業務委託に係る総合評価落札方式一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格及び価格以外の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 落札者の決定方法

- (1) 入札者が提出した実績又は証明の内容及び入札価格について評価を行い、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。
 - ア 入札書が無効でないこと。
 - イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) (1)において、総合評価点の最も高い者（低入札価格調査において、仕様書等に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者を除く。）とする。ただし、同点の場合は当該入札者に連絡のうえ、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該入札者が出席できないときは入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、学識経験者からの意見聴取が必要とされている場合は、学識経験者の意見を聴いた上で落札者を決定する。

3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次のとおりとする。

○総合評価点	100.0点
・価格点	: 90.0点
・価格以外の評価点	: 10.0点

4 総合評価点の算定方法

総合評価点=価格点+価格以外の評価点

5 価格点の評価

価格点 = 低入札調査基準価格 ÷ 入札価格 × 90

[小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※低入札価格調査基準価格未満で応札した者

価格点 = 入札価格 ÷ 低入札価格調査基準価格 × 90

[小数点以下第3位四捨五入2位止め]

6 価格以外の評価

- (1) 技術評価(8.0点)

ア 研修体制

技術力向上等のための研修制度の実施状況及び実施計画について評価する。

(ア) 評価点=1.0点

①～②の配点を合計。

①過去1年間の研修実施の有無及び研修内容(0.5点)

②契約期間中の研修計画の有無及び研修内容(0.5点)

イ 業務遂行能力

適切な業務の遂行と資質の向上を図るうえで、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)に基づく都道府県知事登録を有する者を評価する。

(ア) 評価点=4.0点

①～⑥の配点を合計。

- | | | |
|----------------|---------|------------|
| ① 建築物清掃業 | (0.5 点) | ⑥と重複しない |
| ② 建築物空気環境測定業 | (0.5 点) | ⑥と重複しない |
| ③ 建築物飲料水水質検査業 | (1.0 点) | |
| ④ 建築物飲料水貯水槽清掃業 | (1.0 点) | |
| ⑤ 建築物ねずみ昆虫等防除業 | (1.0 点) | |
| ⑥ 建築物環境衛生総合管理業 | (1.0 点) | ①. ②と重複しない |

ウ 資格者配置

(ア) 評価点= 1. 5 点

- ①～③の配点を合計。
- ① 建築物環境衛生管理技術者 (0.5 点)
- ② ビルクリーニング技能士 (0.5 点)
- ③ 清掃作業監督者 (0.5 点)

エ 自主検査体制

自主検査体制の整備状況等を評価する。

(ア) 評価点= 1. 5 点

- ①～③の配点を合計。
- ① 自主検査体制の社内規程整備状況 (0.5 点)
- ② 当該業務における自主検査体制の計画内容 (0.5 点)
- ③ 資格者(建築物清掃評価資格者、建築物環境衛生管理技術者、清掃作業監督者)による検査 (0.5 点)

(2) 企業評価 (2. 0 点)

ア 障がい者の雇用の促進

障がい者の雇用状況を評価する。

(ア) 評価点= 1. 0 点

- ① 従業員数 45.5 人以上の事業者
「障害者雇用状況報告書」において不足数がない (1.0 点)
- ② 従業員数 45.5 人未満の事業者
障がい者を雇用している。 (1.0 点)

イ 社会貢献

ボランティア等の活動の実績を評価する。

(ア) 評価点= 0. 5 点

以下に掲げる活動等の実績。ただし、0.5 点を上限とする。

- ① 自治体との災害時協定 (0.5 点)
- ② 会社、事業所としてボランティア活動への参加 (0.5 点)
- ③ 従業員のボランティア活動を支援する体制(ボランティア休暇制度等) (0.5 点)

ウ 労働環境

従業員の社会保険及び労働保険の要件を満たす企業を評価する。

(ア) 評価点= 0. 5 点

以下に掲げる要件を満たしていること。

- ① 社会保険に係る「事業所整理記号」、労働保険に係る「労働保険番号・雇用保険適用事業所番号」が付与されている。
- ② 清掃業務に従事する従業員の社会保険料及び労働保険料が、適正に控除・納入されている。
- ③ 清掃業務に従事する従業員に労働条件通知書が交付されている。
(当該従業員が特定できない場合は、業務開始後、適正に履行することを確約する書面を提出している。)